

第三十一号

徳島県情報公開条例の一部改正について

徳島県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県情報公開条例の一部を改正する条例

徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「病院事業管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を、「徳島県土地開発公社」の下に「（以下「公社」という。）」を加え、同条第二項中「徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社（以下「公社」という。）」にあっては「を」を「県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、」に改める。

第八条第一号ハ中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第六号中「機関」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第十六条第四項中「県の機関」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第二十条の二（見出しを含む。）中「公社」を「県が設立した地方独立行政法人又は公社」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院が設立されることに鑑み、本県の情報公開制度の更なる充実を図り、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資するため、実施機関に県が設立した地方独立行政法人を追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。